

施策等実施状況の公表と意見募集について

住工共生のまちづくり条例第20条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間

平成26年9月24日（水）から10月23日（木）

2. 公表方法

市ホームページ及びモノづくり支援室窓口

3. 公表資料

参考資料1・参考資料2（ただし一部抜粋）

4. 対象者

市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体

5. 意見の件数

3件

6. 意見の提出者数

1名（団体）

7. 意見の内容

・全体的には、昨年度実施した実態調査をふまえての住工施策が関連しており良いのではないかと。

・「工場移転支援補助金」について住居系地域から工場系地域への移転の際だけではなく、工業系地域内の移転でも設備導入に伴う広い工場への移転などを対象にしてはどうか。

・高井田地域などのモノづくり推進地域で、まちづくり協議会と一緒に都市計画的な手法の活用などを「モデル地域」として早く進めてほしい。

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第20条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等

の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。